

(1) 會社ノ直營事業トシテ日用品購買ニテ以置スルコト

(2) 購買品等ニ從事スヘキ委員並ニ役員ハ由來員組員ヨリ委任スルコト

(3) 購買品ニ於ケル物品ノ購買方法ハ全由原價ヲ以テシテ折價制トナスコト

(4) 購買品ニ安スル一切ノ經費ハ會社ノ負擔トスルコト

(5) 從業員ニシテ經濟事情ニ在ルモノニ對シテハ左記ノ取扱ヒヲ爲スコト

(6) 現役ニ休用セフレタル者ハ入會者クハ入會後二週間ハ缺勤者トシテ處ムルコト

(7) 何人當入團決定シテ退社シタル者ニ對シテハ其退社年數ニ應ジテヶ月ニ對シテ二日ノ割合ヲ以テ日給ヲ額算シタル額額ヲ給與スルコト

(8) 尚團臨時ニ召集セラレタル者ハ召集當日ノ給料並額額ヲ支給スルコト

コト

D (1) 勤勞改善ノ爲召集セラレタル者ニ對シテハ其召集中ノ日數ニ對スル給料並額額ヲ支給スルコト

(2) 毎半二回春秋ヲ期シテ會社ノ經費ニ依リ從業員並ニノ慰安費ヲ支給スルコト

(3) 永安池川發電所ニ於ケル石灰質與金ノ配分方法ヲ向所從業員全數ニ公表スルコト

六 期末賞與ノ配給ヲ從業員全數ニ及ボスコト

七 大正十年三月ノ給與ニ替ハル増資功勞並分配ニ關スル條土鐵會ノ決議及其配給方法ノ内容ヲ從業員全數ニ公表スルコト

八 助手ノ名簿ヲ按手ト改メ職工ノ呼稱ヲ工手ト改メ按手ノ待遇ヲ月給雇員ト同一ニ取扱フコト

九 助手職工規則第四章給與ノ條項中左記ノ通り改正スルコト